

質 疑 応 答 書

令和 8 年 6 月 2 日

中標津町長 西村 穰

次の工事（業務）に係る設計図書について質問があったので回答する。

<p>工事（業務）名</p>	<p>中標津下水終末処理場反応タンク機械設備更新工事</p>
<p>質 疑 事 項</p>	<p>回 答 事 項</p>
<p>1. 総合試運転について 特記仕様書、3 頁、第 1 章総則、13.特記事項、(3)において、「本工事には、総合試運転を含んでいる」と記載がありますが、設計書には総合試運転費が計上されておられません。総合試運転は本工事の範囲外との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 反応槽の停止条件について 特記仕様書、3 頁、第 1 章総則、13.特記事項、(1)において、「既設設備の運転に重大な支障をきたさないよう、工事工程、施工計画を立案し工事に着手すること」とありますが、停止不可期間等の記載は見当たりませんでした。設備の運転停止に制約等がございましたらご教示ください。</p> <p>3. 反応槽流入水路の停止条件について 今回施工範囲の No.4 反応槽流入可動堰の更新のため、既設 No.3 流入可動堰の後段に仮設止水工事が必要になります。仮設止水の設置時と撤去時に No.1～4 共通水路の汚水流入を必要時間停止していただく必要があると想定しますが、作業可能時間や時刻等制約条件がありましたらご教示ください。</p>	<p>1. 本工事範囲外でよい。</p> <p>2. 受注後の協議とする。</p> <p>3. 受注後の協議とする。</p>

<p>4. 別途工事について 本工事の施工期間中に行われる別途工事が ありましたら、工事内容をご教示ください。</p> <p>5. アスベスト含有部材について 特記仕様書、15 頁、第 3 章複合工、第 1 条 にて既設機器の撤去も本工事に含むとあり ますが、今回撤去対象となる機器等にアスベ ストは含まれているでしょうか。着工前のア スベスト調査の結果、撤去対象にアスベスト が含まれていた場合は設計変更対象になる という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>6. タラップの設置箇所について 特記仕様書、16 頁、第 3 章複合工、第 3 条 1.番号 5 反応槽開口蓋(No.4-1)の備考欄に 「タラップ設置を含む」と記載がありますが 、ご発注図に反応槽開口蓋とタラップの記 載が見当たりませんでした。設置箇所及び仕 様についてご教示ください。</p> <p>7. 槽内および水路等の水抜清掃について 特記仕様書、実施設計書ともに反応槽及び流 入水路等の水抜清掃についての記載が見当 たりませんでした。No.4 反応槽及び反応槽 流入水路の水抜及び清掃については、本工事 範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>8. 工期について 工期末を令和 9 年 12 月 17 日と設定されていま すが、世界的な半導体不足、不安定なヨーロッ パおよび中東情勢等の影響から機器の製作等 に想定外の時間を要することが判明した場 合は、工期延長等の御協議をいただけるもの と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>4. 令和 9 年度、電気工事を予定している。</p> <p>5. 受注後の協議とする。</p> <p>6. 設置箇所は No.4-1 反応槽側壁(槽底部より 1FL まで) 仕様は樹脂被覆製を想定しているが、受注後 の承諾図により決定とする。</p> <p>7. 本工事範囲外でよい。</p> <p>8. 工期延長等の協議は可能とする。</p>
--	--